

給実甲第1346号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第434号の一部改正について（通知）

給実甲第434号（住居手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
給与法第11条の10関係 1 第1項第1号に規定する住宅は職員が居住している住宅であつて、当該職員の生活の本拠となつているもの、同項第2号の	給与法第11条の10関係 1 第1項第1号に規定する住宅は職員が居住している住宅であつて、当該職員の生活の本拠となつているもの、同項第2号の

「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅」は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住している住宅であつて、配偶者の生活の本拠となつているものに限るものとする。

2 第1項第1号に掲げる職員については、次に掲げるところによる。

一 第1項第1号に掲げる職員には、職員の扶養親族たる者（規則第2条第2号に規定する扶養親族たる者をいう。以下同じ。）が借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員を含むものとし、職員が職員又はその扶養親族たる者と次に掲げる者（以下「配偶者等」という。）とが共同して借り受けている住宅に当該配偶者等と同居し、家賃を支払っている場合において

「配偶者が居住するための住宅」は配偶者が居住している住宅であつて、配偶者の生活の本拠となつているものに限るものとする。

2 第1項第1号に掲げる職員については、次に掲げるところによる。

一 第1項第1号に掲げる職員には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員を含むものとし、職員が職員又はその扶養親族たる者と次に掲げる者（以下「配偶者等」という。）とが共同して借り受けている住宅に当該配偶者等と同居し、家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含ま

は、その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含まれるものとする。

ア・イ (略)

二 (略)

3・4 (略)

規則第2条関係

1 (略)

2 第2号の「給与法第11条第2項に規定する扶養親族」には、給実甲第580号（扶養手当の運用について）規則第3条関係第1項第1号に規定する行(一)9級以上職員等の扶養親族たる父母等（給与法第11条第1項に規定する扶養親族たる父母等をいう。）その他人事院規則9—80（扶養手当）第3条第1項の規定による届出がされていない扶養親族を含む。

3 第2号の「他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの」には、人事院規則9—80第2条各号に掲げる者は含まれないものとする。

れるものとする。

ア・イ (略)

二 (略)

3・4 (略)

規則第2条関係

1 (略)

(新設)

(新設)

4 (略)

規則第4条関係

1～4 (略)

5 「人事院の定める住宅」は、次に掲げる住宅で、学生寮等単身赴任手当の支給要件に係る子が職員と同居して生活を営むための住宅でないと明らかに認められる住宅以外のもの（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎並びに規則第3条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）とする。ただし、単身赴任手当の支給要件に係る子が2人以上ある場合において、そのうちのいずれかの子が官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成

2 (略)

規則第4条関係

1～4 (略)

5 「人事院の定める住宅」は、次に掲げる住宅で、学生寮等単身赴任手当の支給要件に係る子が職員と同居して生活を営むための住宅でないと明らかに認められる住宅以外のもの（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎並びに規則第3条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）とする。ただし、単身赴任手当の支給要件に係る子が2人以上ある場合において、そのうちのいずれかの子が官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であつた者又は給与法第11条の7第3項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定す

24年法律第25号)第48条の3第1項若しくは第89条の3第1項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第15条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は人事院規則11-4(職員の身分保障)第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職。以下同じ。)の直前の住居であつた住宅に居住しているときは、この限りでない。

る交流派遣、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第48条の3第1項若しくは第89条の3第1項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第15条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第2条第4項に規定する交流採用をされた職員又は人事院規則11-4(職員の身分保障)第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職。以下同じ。)の直前の住居であつた住宅に居住しているときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 給実甲第660号(単身赴任手当の運用について)規則第5条関係第6項第4号、第5号又は第5号の2の規定により単身赴任手当を支給されることとなる職員の単身赴任手当の支給要件に係る子が居住する住宅

規則第5条関係

1 住居届の様式は、別紙第1のとおりとする。ただし、各庁の長(給与法第7条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、住居手当の支給に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これによることができる。

2・3 (略)

4 第3項の「人事院が定める場合」は、規則第8条関係の2の規定の適用を受ける職員が引き続き俸給表の適用を受けること

い。

一・二 (略)

三 給実甲第660号(単身赴任手当の運用について)規則第5条関係第6項第4号又は第5号の規定により単身赴任手当を支給されることとなる職員の単身赴任手当の支給要件に係る子が居住する住宅

規則第5条関係

1 住居届の様式は、別紙第1のとおりとする。ただし、各庁の長(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)は、住居手当の支給に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これによることができる。

2・3 (略)

(新設)

となる場合（各庁の長を異にして俸給表の適用を受けることとなる場合を除く。）とする。

5・6 （略）

規則第6条関係

1 職員の扶養親族たる者が他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けていることの確認については、給与法第11条第2項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例によるものとする。

2 住居手当認定簿の様式は、別紙第2のとおりとする。ただし、各庁の長は、住居手当の支給に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これによることができる。

(削る)

3 （略）

4・5 （略）

規則第6条関係

(新設)

1 住居手当認定簿の様式は、別紙第2のとおりとする。

2 1に定める住居手当認定簿の様式については、規則第5条関係の1のただし書に定める住居届の様式の例に準じて取り扱うものとする。

3 （略）

規則第 8 条関係

- 1 (略)
- 2 第 1 項の「人事院が定める場合」は、住居手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に引き続き俸給表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、給与法第 1 1 条の 1 0 第 1 項の職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、給与法第 1 1 条の 1 0 第 1 項の職員たる要件を欠くに至る場合とし、第 1 項の「人事院が定める日」は、当該職員が俸給表の適用を受けることとなった日とする。
- 3 第 1 項ただし書（第 2 項において準用する場合を含む。）の

規則第 8 条関係

- 1 (略)
(新設)
- 2 第 1 項ただし書（第 2 項において準用する場合を含む。）の

「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、給実甲第580号（扶養手当の運用について）規則第5条関係第3項及び第4項の規定の例によるものとする。

「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、給実甲第580号（扶養手当の運用について）給与法第1条の2及び規則第3条関係第3項及び第4項の規定の例によるものとする。

以 上